

2006年10月20日

各位

半沢一宣

件名：足立区の喫煙所設置問題に係る、区担当係長との会談内容のご報告

冠省 本日午後3時ごろ、北千住駅前の喫煙所の問題について、足立区役所本庁舎2階の区政情報室というところで、足立区区民部区民課地域活動支援係長の寺井様と話をする機会がありましたので、取り急ぎご報告申し上げます（区政情報室勤務・横田様の立ち会い有り）。元々は、私が喫煙所設置に係る公費支出状況の詳細を知りたいため、区政情報室に開示請求書を出したところ、同室の担当者が関係資料の有無を確認するため所管の係長を電話で呼び出したことにより、面会が実現したものです。

#### 1. 喫煙所設置費用の負担について

灰皿はJTからの寄贈。掲示板等の製作費用や、吸い殻の回収など日々の維持管理に係る費用も、JTが負担。

JTから寄付を受けたものを区が設置したとご理解いただいで問題ない。

灰皿や掲示板への記載内容（「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の説明や禁煙特定区域の案内図など）は、JTの宣伝になる文言は入れないという前提で、区が先に別の目的で作成していたものを基に、JTと協議のうえ決定した。

#### 2. 喫煙所設置費用分担などに係る、足立区とJTとの協定書の開示請求について

条例施行まで時間がなかったため、とりあえず口頭による合意で喫煙所設置を進めた。協定書は現在、細部の文言を詰めている段階で、来月上旬ごろには開示できると思う。

#### 3. 喫煙所設置用地について

西口は区有地、東口は東武鉄道の所有地を無償で提供していただいた。

場所探し（東武鉄道など地権者との交渉）は足立区が行った。

受動喫煙の問題が生じない場所を探すのに、条例施行ギリギリまで時間がかかった。

#### 4. 喫煙所に係る施設管理者責任の所在について

条例により区が設置しているので、区に所在する。

とまあ、書面を交わすのを後回しにして口約束だけで物事を進めたり、実際には不可能な「受動喫煙の問題が生じない場所」に喫煙所を設置できたと言わんばかりに胸を張ってみせたりと「足立区政はどこまでずさんなのか!？」と、あきれられる話ばかりでした。もっとも私にとっては、上記3に関連して東武鉄道がここでもまたたばこ問題に関係していた事実が明らかになったことに、驚きと憤りを覚えました。東武鉄道は、足立区が受動喫煙防止策を講じない形での喫煙所を設置するにあたり、用地の無償提供という形で間接的に、足立区の法令違反行為に便宜を図ったことになるのですから。

ところで、寺井係長様の話が事実だとすると、私が今月14日付けで足立区議会に提出した「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」のうち「陳情の主旨」の2番目で「喫煙所設置に要した費用に係る監査を、区の監査事務局に請求してください」と記したのは不適切であり、また「陳情の理由」で「区が国の法律に違反した施設（喫煙所）を設置するために区民が納めた税金（公費）を支出した」と記したのは事実関係に誤りがあることとなります。ただ、足立区とJTとの協定書が開示されず、喫煙所設置費用負担に係る寺井係長様の話の裏づけが取れない現時点で、陳情項目の一部の撤回を申し出るのは時期尚早と思われれます。しかし一方で、このままだと陳情の記述の一部が事実関係に反していることを理由に、陳情全体（陳情項目の全部）が不採択とされてしまう可能性も考えられます。この陳情の取り扱いをどうするかについては、早急に結論を出さなければと考えております。

草々